

国立成育医療センターにおける禁煙外来の試み

国立成育医療センター総合診療部 原田 正平

【目的】タバコ規制が世界的にも公衆衛生分野の大きな政策目標となる中、未成年者の喫煙率上昇が大きな問題となり、その対策として、喫煙する保護者の禁煙支援・禁煙治療に小児科医に関わることが、一つの解決策として国内外で提案されている。そこで、小児医療専門施設での禁煙外来のあり方について検討した。

【方法】2005年6月より国立高度専門医療センター（いわゆるナショナルセンター）の中で、唯一の小児医療専門施設である国立成育医療センターに禁煙外来を設置した。開始当初は、アレルギー外来通院中の患児の保護者を主な対象とした。

さらに2006年2月からは、他の診療科通院中の患児の保護者及びセンターへの通院は問わずに未成年の喫煙者に対象を拡大した。

国立成育医療センターの敷地内禁煙が完全実施となった2006年4月からは、ニコチン依存症管理料による保険診療を開始した。

【成績】開始時から2006年7月までの14か月間に20名（成人男子10名、成人女子9名、未成年男子1名）が受診した。成人男子中5名が患児の父親、1名が通院患者、4名が職員・他であった。成人女子9名は全員患児の母親であった。

20名中7名は一度も禁煙を試みたことが無く、禁煙経験者の中ではニコチン代替療法（NRT）としては、2名がニコチンガム、1名がニコチンパッチを用いたが、いずれも不成功であった。

禁煙外来の受診動機は、子どもの病気が受動喫煙により悪化すると指摘を主治医から受けたことが契機であるものが14名、職場が敷地内禁煙となったため3名（国立成育医療センター職員）、通院患者で原

疾患の増悪を避けるため2名、自身の健康のため1名（製薬会社社員）であった。

保険診療が可能となるまでは、カウンセリングとニコチンパッチによるNRTが半々であったが、その後は適応があった場合はNRTを主に行い、全体でNRTを12名に試み、治療中止後にも禁煙が継続している者は職員・他の3名と母親の1名であった。

タバコ(の害)から子どもを守る

- ・喫煙防止教育－吸わせない
- ・受動喫煙防止－環境中タバコ煙（ETS: Environmental Tobacco Smoke）
 - －「体の受動喫煙」から子どもを守る
 - －「心の受動喫煙」から子どもを守る
- ・子どもの禁煙治療外来（卒煙外来）

【考察】小児疾患の多くが受動喫煙により病状が悪化することが知られており、気管支喘息などの患児の包括的治療をおこなうには、同居する家族などの喫煙者に対する禁煙支援・禁煙治療が必要であり、加えてタバコの害から全ての子どもを守るには、周囲の者がタバコを吸わない見本を示し「心の受動喫煙」から子どもを守るというパラダイムシフトが求められる（表）。

しかし患児の通常の外来診療時に、喫煙する保護者へ対応することが難しいことから、禁煙外来を小児医療専門施設に開設したところ、担当医の勧めによる保護者の受診が毎月のように見られている。

今後はセンター外の学校や医療機関へ禁煙外来設置を周知し受診を促進することと、治療成績を向上させることが課題である。